

○桜井委員長 それでは、日程1、陳情審査に入ります。

初めに、二番町地区のまちづくり関連についてです。

本件に関する陳情は、新たに当委員会へ送付された陳情送付8-11、二番町再開発の基本計画等情報公開及び合意形成の場を求める陳情及び継続中の送付6-26、38、39、送付7-5、7、16、17、29、30、33、36、送付8-5、8の14件です。

新たに送付された陳情書の朗読は省略し、関連するため、一括で審査をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 当委員会の陳情を審査する上において、当委員会が積み上げてきた与件整理について、委員長より報告をいたします。

本委員会では、さきの林委員長のときより当計画についての議論を重ね、与件整理という形で取りまとめてまいりました。そして、事業者へは心配事の解消という形で、委員会に寄せられた課題を整理して、事業者へ令和7年12月17日、区長の要望書と一緒にお届けをいたしました。それを受けて、基本計画が出されたわけでございます。そして、今回、陳情でございますが、附帯決議にもあった前向きに話し合える場づくりへの陳情に当たるもののほか、ビル風など、個別な事案によるものの陳情、その他の陳情となっております。現在、基本計画が明らかになっており、今後も執行機関からの報告も頂くこととなりますが、現時点での陳情に対しての区のお考えも頂きたいと思います。

それでは、本陳情について、執行機関から情報提供がありましたら頂きたいと思います。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 現在頂いてございます陳情は14件でございますが、ちょっと役所のほうで大きく分類いたしますと、二つの要望であると捉えてございます。一つ目が、前向きに話し合える場づくりについての要望でございます。こちらは一番多くて、14件中の10件になろうかと思います。分類といたしましては、送付の6-26、6-38、6-39、それから、7-5、7-7、7-17、そして7-29、そして7-30、新たにされた8-11がそれぞれこちらに分類されると捉えてございます。二つ目でございます。新築される建物のビル風等の環境影響等の要望かと思います。こちらが7-33、それから、8-8になろうかと思います。その他といたしまして、二番町再開発への要望の7-16と、与件整理後に基本計画を出していただきたいという7-36になろうかと思います。

分類ごとの区としての考えでございます。

まず、前向きに話し合える場づくりについてでございます。こちらは、附帯決議にのっとりまして、地区の融和に向け、番町次世代シンポジウムを設置いたしまして、要望にある前向きに話し合える場づくりをつくってまいりました。

続きまして、新築される建物のビル風等の環境影響についてでございます。こちらにつきましては、環境影響調査を説明してほしいという要望と港区と同レベルのビル風対策を設定してほしいということで、今回、第4回番町次世代シンポジウムにて、日本テレビより基本計画の説明とともに、環境影響調査についても説明がなされました。

最後に、その他に分類してございます7-36の与件整理後に基本計画を出してほしいという陳情でございますが、陳情のとおり、与件整理後、基本計画が出てございます。

続きまして、7-16でございます。アンケート調査などを実施する場合は、住民や利用者の真意を捉えるような調査をすることを希望すると。また、今後の開発事業においては、行政はメリットだけでなく、デメリットも説明してほしいという要望でございますので、今後の参考とすべくご意見として承らせていただきます。また、高さと容積率の緩和と採算のバランスが取れているか、数字を示してほしいという要望でございますが、こちらは、既に都市計画手続にて、行政側の考え方について説明してございます。最後に、エリアマネジメントについてということで、活動内容が不明など、もっと明確に内容を公開してほしいという要望でございます。こちらにつきましては、第3回のシンポジウムで大きく取り上げまして、第4回のシンポジウムでも説明してございます。

以上が各陳情に対する区の考えでございます。

○桜井委員長 はい。説明いただきました。委員の皆さんからご質疑ございましたら頂きたいと思います。

○岩田委員 まず、今、話し合える場づくりをしたというふうに区の方はおっしゃいましたが、4回やったということなんですけども、学識経験者の方は、まず、1回目は、いや、これは違うよねと。そもそも日本テレビのことは話していないじゃないですか、1回目って。番町全体と言っていましたよね。ということは、これはまず、違いますよね。そして、2回目も3回目も、住民が何か意見を言えたかな、意見を言ってお互いに話し合えたかなということ、そうではない。そして、4回目も、何だ、ポストイットみたいなのを壁に貼って、それを何かファシリテーターの方が選んで、じゃあ、これはどうですか、どうですかというのを、日本テレビではなく、ファシリテーターの方が、あ、これはこうですと説明をされた。だから、別に日本テレビが説明したわけではなく、しかも、住民の方と話し合えたわけじゃないですよ、まずは。

あ、1回区切ったほうがいいですか。続けたほうがいいですか。

○桜井委員長 いやいや、今、質問に、まだなっていないから。

○岩田委員 ああ、そうです。すみません。

それで、どこだ、その付箋に書かせたものについても、どういう意見があったのかというのは全く非公開で分からないですよ、ほかの方には。その抜粋されたものだけ読まれたとか、そういうのをもう全部含めて、前向きな対話というのはなされていないんじゃないかなというのを思うんですが、そこはどうでしょうか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 まず、第4回のシンポジウムにつきましてでございます。対話ができていないということでございますが、今回、ご意見があったポストイットという形で、皆様にご意見、そして感想なども貼っていただきました。こちらにつきましては、近日中に議事内容、そして、ポストイットの写真等も公開する予定でございますので、非公開ということでは全くございませんので、ご理解いただければと思います。

○岩田委員 後ではなく、先にやってほしいんですよ。それで、もう後で公開するといつて、皆さんとのシンポジウムは終わりというふうにした後で公開されても意味ないんですよ。そういうのをみんなが見て、それで、あ、こういう意見もありましたね、で、お互いに意見を言うなら分かるけれど、全部後々なんですよ。

さっき言った4回のシンポジウムって、1回目は違う。それで、4回目も、何だ、意見が言えたわけではない。それで、2、3も日本テレビとやり取りができたのかということ、

そうでもないというふうに考えると、話し合う場づくりって、場をつくったけども話し合えていないんですよね、結局、というふうに思うんですけども、それを何か言い方はちょっと厳しいですけど、既成事実みたいに、ほら、つくりましたよ、これで終わりですよというのはいかなものかなと思うんです。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 今回のやり方でございますが、まず、学識経験者の先生方と打合せをいたしまして、今回のようなポストイトで皆様からご意見を頂くようなシステムを取らせていただいております。また、その中で、ご意見につきましては、ファシリテーターの方の主導の下、これについては区さんがお答えください、また、これについては日テレの計画なので、日テレのほうで答えてくださいという形で議論というのは深まったかなというふうに考えてございます。

○桜井委員長 関連で。

小野委員。

○小野委員 今、話し合う場というところで、今回10本のこの陳情というのは、まさに話し合う場ということで最も多いです。この話し合う場というのは、私は手段だというふうに思っていて、この附帯決議を改めて見ていきますと、二番町地区地区計画の変更という、ここに関しての決議ということで、ちょっと捉えていきたいと思います。

まず、話し合う場というのがいわゆる附帯決議にある融和に向けた努力ということで、区が取り組んだ手段のうちの一つではないかなというふうに思っているんですけども、ここについて、改めて区から様々なことをこれまで融和に向けたこととしてやってくださっていると思うんですけども、そこについてはいかがでしょうか。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 ありがとうございます。

まず、こちらに関しまして、今までやってきた内容ということで、区に求められているところというのは、そもそも地域を二分するような状態が長きに続いたということから、地域の融和を図ることが区としては求められていると受け止めてございます。そこで、区のほうが今までやった取組のほうをちょっと説明させていただきます。

まず、先ほど来てきておりますが、第1回番町次世代シンポジウムというものを実施してございます。こちらは、番町の前向きな未来への思いを共有し、具体的に行動していくアイデアを出し合って、対話の場の継続へつなげていくきっかけづくりの場とさせていただきました。こちら、ワークショップ形式で行いまして、まちがこうあったらいいな、そのためにはこんな行動したいなどと、参加者様から様々なアイデアが出てきたものと思っております。その後は、近隣の教育機関へのヒアリングも実施してございます。また、その後は、地域の住民から心配事やご意見というのを公募させていただきました。

それを基に、今度、第2回の番町次世代シンポジウムというのを実施いたしました。そこでは、その前にを行いました公募の意見と当日の参加者の追加の意見も募りまして、それらの心配事や意見に対するコメンテーターからの見解も交え、心配事の解消を図らせていただきました。また、さらに、今回解消できないといたしましても、これから日本テレビが計画を策定していく中で、心配事の解消となるもの、配慮してもらいたい点などのリクエストについても議論したのが第2回でございます。そちらの議論した内容を持ちまして、区として日テレへ要望書という形で提出してございます。こちらは、先ほど言ったとおり、シンポジウム等で皆様からのリクエストを取りまとめたものを、基本計画検討に当

たって考慮いただきたいという事項として要望書を提出した次第でございます。

その後、今年の1月になるんですけども、第3回番町次世代シンポジウムというのを実施してございます。こちらは、区から日本テレビに提出した要望書の確認と、決定している地区計画の内容について、模型を用いて立体的、視覚的に理解を深めてございます。また、将来的に検討、実施されていくエリアマネジメントの基本的な事項の認識共有をした次第でございます。

その後、第4回、6月、先月ですね、第4回番町次世代シンポジウムを実施いたしました。こちらでは、日本テレビからそのような要望事項を受けた基本計画の説明であったり、区から要望事項を出したもののについての回答が行われたというところでございます。

以上でございます。

○小野委員 ありがとうございます。話し合う場は手段であって、それ以外のことについても、今ざっと振り返りをさせていただいたというふうに認識をしております。一つ一つ、比較的、私は丁寧に進められているのかなと思うんですけども、第4回番町次世代シンポジウム、これ記憶に新しいところではあるんですけども、改めてこのときの成果をどのように評価されているのかというところ、先ほど付箋については、次回以降で、次回にまた写真も含めて皆様というようなご発言もあったんですけども、この辺りのところも含めて、いま一度振り返りをお願いいたします。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 第4回番町次世代シンポジウムについてなんですけども、先月、6月7日の日曜日に実施してございます。これまでで最多となる118名の参加者がございまして、先ほどちょっと申し上げましたが、事業主であります日本テレビ放送網から本区への要望事項への回答と基本計画の説明がなされました。参加者の反応も、会の終了時には、大きな拍手が起こるなど、おおむね受容的であったことから、地域の融和はちょっと図れたかなと思ってございます。

また、先ほど来申し上げております、ちょっと遅れてはいますが、結果について、もう次の週には区のホームページに基本計画データ、当日の資料等はアップしてございます。ただ、議事要旨等につきましては、今、ファシリテーターの先生方に確認していただいたりする時間を要しましたことから、ちょっと時間を要しておりますが、今月中には区のホームページにアップしたいと考えてございます。

以上でございます。

○小野委員 はい。承知しました。では、まず、それも待ちたいと思います。

今ご心配をされているのが、一旦、シンポジウムというのは、これで終わりですということのご発言を何度か聞いておりまして、今後の対話というところで、日テレとの対話ができいないじゃないかと、そういうご意見もあるんですけども、今までは、これは二番町地区計画の変更というところの附帯決議に基づいてということなんですけれども、今後の対話というところについてはどのような認識をお持ちなのか。区の立場から事業者のことをここで明言するというのは難しいのかもしれないんですけども、どのようなお考えかというところをお示しいただけますか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 そうですね。番町次世代シンポジウムというものについての今後の開催は考えていないんですけども、今後でございしますが、建築計画の具体化に当たりましては、建築基準法等に基づく申請手続に先立ちまして、まず、千代田区

の中高層——こちらではない、それは東京都ですね。まず、千代田区の早期周知条例というのがございますので、そちら、あと、東京都の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例というのがございまして、こちらでも住民等の説明会等の実施が求められてございます。こうした制度に基づく説明や意見聴取の機会を通じて、事業者と地域住民との対話が適切に図られ、地域との良好な関係構築が進められていくものと区としては考えてございます。

○桜井委員長 小野委員、よろしいですか。

○小野委員 対応についてはここまでですけど、次、ほかの……

○桜井委員長 岩田委員まだ続きますか。

はい。岩田委員。

○岩田委員 まず、融和に向けた努力ということなんですけど、努力をしていただいても、解決していないですよ、正直。二分したまんまで、正直。やっぱり地元でずっと生まれ育った人間にしてみれば、よそから来た人間とは違って愛着もあるわけですよ。やっぱりこのままちょっと住みづらくなるような番町地域というのは見逃せないんですね。先ほど、心配事をコメンテーターが解消と言っていましたけれども、コメンテーターじゃなくて、日本テレビの言葉を聞きたいんですよ、実際どうなのかと。コメンテーターが実際に工事をやってくれるわけじゃないんで、そこは日本テレビがどういうふうにするのかなというのが聞きたい。そして、住民も、そのことについて話し合いたいんですよ。一方的にコメンテーターが、はい、これは解消しましたねじゃなくて、あと、何だ、こっちのこの大きなA3のぺらで見ると、7-29、30のところで区の回答のところを見ると、2行目のところで、第2回、3回及び4回のシンポジウムを通じて、地区計画について、模型なども用いながら説明を行いました。30も同じように模型を用いながらと書いてあるんですけど、2回、3回、4回のうちの2回は模型って、なかったですよ。でも、書いてあるじゃないですか。言っちゃ悪いけど、うそは駄目ですよ、これ。書いて、やっていないんだから、2回目は、模型は。そういうのは間違いですよ。ちゃんと訂正しないといけないです、これ。

あと、4回目は118名で拍手も起こった。だから、これで皆さん納得していただいたんだと。いや、それは違うと思いますよ。僕もこのとき拍手しましたよ。でも、別に、あ、すばらしかった意見だというんで拍手したわけじゃないですよ。周りが拍手したから、それにつられて拍手しただけであって、全然、これについて、あ、すばらしい、同意したというわけじゃないです。例えば、イベントなんかでも、区長が挨拶しました。区長の意見で、ああ、すばらしいといって、みんながみんな拍手するわけじゃなくて、つられてというのもあるんですよ。それをちゃんと検証もしないで、何かみんなこれは賛成なんですね（発言する者あり）というふうに言うのは、ちょっと何かあまりにも都合がよ過ぎるんじゃないですかね。そこは、どういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 まず、すみません。こちら、模型についてというのは、全体に係るというふうに捉えて書いたつもりではないんですけども、地区計画について丁寧に説明してくださいという要望でございましたので、シンポジウム内、2回、3回、4回の機会を捉まえまして説明をしたというところでございます。

なお、おっしゃるとおり、模型を使ったのは3回目と4回目ということで間違いござい

ません。

続きまして、区の今回ご意見というのは、もちろんまちづくりのことでございますので、100人中100人いたら全く皆さんが同じ考えになるかということではないというのは、区としてももちろん承知してございます。ただ、今まで地区計画を変更したときの当時、2年前になりますか、そこで地域を二分していた状態からはかなり脱出して、意見の幅というのかなり収まってきたかなというのが区の考え——捉えてございます。

以上でございます。

○岩田委員 それは、皆さんの心配事は、もう大きく分けて、これ、これ、これというふうに狭まるのは分かりますよ。でも、だからといって、二分が解消したわけじゃないです。その肝腎なところが解決していないんで、ずっと二分しているんですよ。実際に、お祭りなんかでいろんな方とお会いすると、やっぱりこういうふうに僕は反対していると、何だ、おまえと言われますし。だから、そういうのも、別に、いや、番町を悪くしようと思っっているわけじゃない。みんな住みやすくするために思っている。でも、やっぱり、中には、中にはですよ、マンションの建て替えのときに、こちら辺もみんな容積率をアップしてくれたら持ち出ししなくて済むんだというふうに実際に公の場でおっしゃられた方もいらっしゃった。いろいろ考え方はあると思うんですけども、でも、だからといって、これ、解決はしていないですよ。

さっきの模型の話と拍手の話なんですけど、これは訂正していただけますか。2回は、まず模型を使っていなかったんだから、これは資料として間違いですよ。でも、2回、3回、4回はといって、その後、模型を使ってと書いてありますけど、間違いなんで、これは訂正してください。その拍手のところも、再三にわたり、拍手があった、拍手があったと、そればかり言うんですけども、みんながそれを同意したわけじゃないというのも、ちゃんとそこは訂正してほしいんですよ、そこばかり言うんで。

○桜井委員長 岩田委員、模型の使用については、さっき答弁……

○岩田委員 はい。でも、これは残っちゃっているんで。

○桜井委員長 ですから、先ほど、そういうことではない、違いますって。3回と4回のときに使っていますと。2回には使っていませんということをさっき答弁で言っていますから、そこは訂正できていると思います。

その前の会の雰囲気二分されているのか、皆さんが納得したのかということについては、もう一度答えてもらいましょう。ただ、これは、人によって受け止め方というのは違うから、一応、岩田委員としてはこうだということはまた後で言ってください。言ってください。

じゃあ、そのところのところ。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今回、ご意見を伺いました。まず、今回、第4回番町シンポジウム内で日本テレビさんが要望事項への回答をされたかと思えます。9項目です。こちらは、今まで皆様からの心配事を取りまとめさせていただいて出したものでございます。そちらについて、今回、9項目中、全ての項目において、ちゃんと日本テレビからは回答がなされた点ということをもちまして、かなり皆様からのご意見というのは日本テレビも真摯に受け止めて、計画内に落としていただいたものと思っておりますので、今回、当日、番町次世代シンポジウム内でも、そのような批判的な意見が多かったかとい

うと、私はそうではないと思ってございますが、先ほど来申し上げているとおり、こちらの地区を二分するような状態というのは脱したものと区としては捉えてございます。

以上でございます。

○岩田委員 委員長が先ほど模型のところは訂正したというふうにおっしゃったんですけど、それは確かに訂正していただいたんですけども、これは、もしもホームページとかに出すときには、ちゃんと訂正版でやってくれないと、訂正していただかないと、2回、3回、4回は模型と書いてあるんで、ここはちゃんと訂正してホームページに出してください、出すときは。というのがまず1個、まず1個。

何ですかね、全てにおいて日本テレビが答えたって、いや、答えたら、こんなに陳情が出ますかね。ちゃんと話し合える場を持ってください、持ってくださいと、皆さん思っているんですよ。実際にまち場でも言われますし。ということは答えていないんですよ。言ったのかもしれないけども、それは皆さんがちゃんと答えたねと思うほど答えていない。上辺だけなんですよ。だから、引き続きやってくださいと言っているのに、早期周知条例とか制度に基づくものって、いやいや、これでやったらですよ、当日、こういう条例に基づいて、そういう制度に基づいて話し合いをしました。すみません、お時間ですからとか言って、打ち切れちゃうんですよ。そういうのもないところでじっくり話をしたいんですよ、日本テレビさんと。日本テレビさんのも、数字が出ないと分からないとか、いろいろ言っていますが、例えば、塔屋のところ、一番上に塔屋があるじゃないですか。塔屋は建築基準法に入らない。じゃあ、塔屋の下部分は高さ何メートルなのというのもまだ出てきていないじゃないですか。で、これでシンポジウムは終わりというのはどうなんですかね。まだ引き続きやっていただかないと、とてもじゃないけど納得できないです。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 まず、1点目の模型についてでございます。こちらは、先ほど来申し上げておりますが、文書としては、基本計画について説明してほしいということに対する回答でございます。基本計画については、第2回、第3回、第4回のシンポジウムを通じて説明してございますよと。また、模型等も用いて説明しておりますということで、模型等を用いたというのは、全部、第2回、第3回、第4回にかけて書いているものではないんですけど、確かに分かりづらかったというのはあろうかと思いますが、こちら、訂正の必要はないかと考えてございます。

続きまして、今ご質問ございました今後の話し合える場というところでございますが、先ほど来申し上げておりますが、そのような区の条例であったり、東京都の条例に基づく説明というのが今後ありますので、そこで、地域住民と事業者が適切に対話が図られるものと、それで、そこを使っていただくというふうに考えてございます。

○岩田委員 まず、模型の話、でも、あれですよ。これは、確かに分かりづらいというのをお認めになったじゃないですか。だったら、ここの空欄があるんだから、これがいっぱいいっぱい書き切れないというんだったら分かりますよ、まだ。まだ百歩譲って。でも、これだけ空欄が空いているんだから、括弧でもして、模型の使用は3回と4回と書けばいいじゃないですか。そういう誤解を招く可能性があるというんだったら、それだけの話ですよ、まず。

あと、さっきの早期周知条例でそういうのをういまして、何だ、説明をしていきますと。いや、そういうのをするからいいんじゃないかと、その前に話をしてほしいという陳情がた

くさん出ているんですよ。それは、もう早期周知条例とかのそこまで行ったら、もうおしまいなんですよ。もう——あ、首をかしげていらっしゃるんですけど、実際、何度も経験していると、もう、すみません、今日はお時間ですので、会場の都合もありますので、と切られちゃうんですよ。そういうんじゃないくて、皆さんの心配事をちゃんと解決できるようにやってほしいんですよ。（発言するものあり）

その、さっきも言った、まず、1回目は、日テレのことは話していないとか、4回目については、ただポストイットなだけで、受け答えができていないとか、住民と日本テレビとの。だから、やってくださいと言っているんですよ。実際に要望書でもあるじゃないですか。そういうのをやってくださいねと。で、これで心配事が解決されたなんて、とても言えないんですよ。なのに、区は、いや、そういう制度に基づいてやります、だから、このままですと。だって、今までも基本計画が出てからやりますと言っていたんだから、出た今、これからなんですよ。今、スタート地点ですよ。ここから話し合いをしなければならぬのにもかわらず、いや、もう、あとは制度に基づいてやりますというのは、それはちょっと乱暴じゃないですかね。

○桜井委員長 先ほど来からの模型については、区の考え方というのは先ほど答弁として出ています。それに対して、岩田委員は違うんじゃないのという形で言っていますけども、一応、やり取りの中では同じようなことで答弁が出ていますので、そのところについては、先ほど、今、質問の中でご自身の考えを言っていますから。それと併せて、このシンポジウムについても、十分なのかって、十分じゃないでしょうということですよ。そのことを、先ほど一番最初のときからずっとこのことを言われていらっしゃるの、意見としては、今、岩田委員から頂いたという、この2点について、繰り返しになってしまいますので、議論については一応そういう整理をさせていただいて、これは、今日は陳情審査なんで、同じことをやるんでなくて、一応、取りあえず区としての考え方は述べられていますから、述べられていますから、この件については次に進みたいんです。ね。

（発言する者あり）

ほかにありますか。

○岩田委員 いいですか。

○桜井委員長 えっ。今の件はそういう整理をしましたよ。

○岩田委員 はい。整理していただいたんですけども、委員長……

○桜井委員長 同じことを繰り返さないでね。

○岩田委員 ですから……

○桜井委員長 はい。岩田委員。

○岩田委員 区は、模型の話は分かりづらかったというのを認めたわけですよ。だったら分かりやすく書いてくださいねと言っているだけなのに、いや、やる必要はありませんと。いや、それは、自分の言っていることとやっていることが違うんじゃないんですか、それは。だって、分かりづらいですねと思ったわけですよ。だったら、それは直さないと、というところなんですよ。実際にお認めになられたわけですからと思います。

○桜井委員長 ちょっと休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時05分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

麴町地域まちづくり担当課長。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 こちらの文章でございますが、地区計画の説明をしてくださいということでございまして、こちらにつきましては、第2回、第3回、第4回のシンポジウムを使って説明いたしましたという文章でございます。また、その中で、模型等も使いながら説明も行いましたということで、全部、第2回、第3回、第4回で全て模型を使ったという文章にはしてございませんので、ご理解いただければと思います。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○小林委員 まず、今回の陳情で、陳情の1に6月7日の次世代シンポジウムに公表された日本テレビによる基本計画内容を早々に全戸配布のチラシ紙面及びホームページにより地域住民に知らせていただくことという陳情がなされて、議会に出されたんで、これは行政としてどう考えているんですか。やろうとしているんですか。やらないんですか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今の陳情でございます。公表していただきたいということが趣旨だと考えてございます。でございますので、これは、やり方のほうは区の手段として選ばせていただきますが、区のホームページにて公開してございますので、陳情どおり対応させていただきました。

○小林委員 そこは、「及び」という、その前の全戸配布のチラシ紙面とか、チラシ、紙面で紙で配るのはどうだとしているのは、それはどうするんですか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 公表自体というのは大事なことだろうと考えてございます。ただ、手段につきましては、今、区が持てる手段のうち、区のホームページという手段を使わせていただいたというところでございます。

○小林委員 ホームページというのは積極的に見に行かなくちゃ駄目なんで、それが困るから紙と言っているんで、それは、区はそんな判断しちゃ駄目なんですよ。それは、手段としてあったら、紙を全戸配布はできませんが、例えば出張所に置きますとか、そういう回答しないと、陳情を受けて審査しているのに、一方しかやりません、はい、分かりましたとは言えないのよ。だから、その文にすれば、全戸配付はいろいろな面でできないかもしれないけれども、この内容については紙面でちゃんと出張所、地域の方が見れる出張所が、僕は前から言っているんだけど、興味のある人は取るんで、風ぐるまに乗っけておくとか、そんなのを含めて、いろいろな方法があるんでしょうけど、全戸配布に近いような、全戸配布ができないのであれば、全戸配布に近いような形で、例えば、本当に出張所に置いておいたりすることが紙ベースでできないかということなんです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今回、ホームページに載せたというのは、全戸配布するときに来れない方もいらっしゃるかと思いますので、今後の議事要旨だったり、資料についてはホームページに出しますという周知はしてございましたので、それを使って、周知はしたものと考えてございました。ただ、小林委員おっしゃるように、ほかの手段も考えられないかというようなご指摘かと思いますので、ちょっと前向きに検討してまいります。

○小林委員 前向きにお願いしたいと思います。

それと、2番目は、前向きに話し合える場を継続してほしいと。先ほどシンポジウムは

終わっちゃった。で、どういう形でやっていくかというのはあるんだけど、ここの陳情って、こういう場をつくってくれ、つくってくれ、つくってくれと言っているわけですよ、ずっと、陳情では。話合いの場をつくってくれ、つくってくれと言っているんで、要するに、どうやってつくるかというのは、今、日テレに投げられているものなんだけど、そこに千代田区が入るというのは、12月7日、去年の12月7日でも確認しているんだけど、あなた、新しくなったんで知らないと困るんで、もう一度、課長が替わっているんで、12月7日の区がつくった二番町計画検討ステップというのをご存じですよ。その中の今現在は、今までの議論では、日テレさんから基本計画が出ないと話が進まないというところで、待ちましようということで待っていたんですよ。そしたら、日テレさんから出てきたというところは、ここでやっと議論の緒に就いたんです、委員会も。緒に就いたのに、そののところが先ほどの早期周知案に持っていかれると話が変わっちゃうんで、日テレの場合は、今までの千代田区が関与して与件整理をしながら、与件整理の中で、千代田区議会も、報告も含めて、基本計画の中、これは6か月以上やるんだけど、中でこの与件を整理していきますというのが基本なんでしょう。そのためには、場をつくるのは区なんです。日テレがこうやって「どうぞ、来てください」と言ってくれればいいんだけど、なかなか日テレも難しいでしょう、場をつくるのが、いろいろな人もいるし。やっぱり区が総合調整者なんで、日テレが今のこの時点で、与件整理の中でできる、できないはあるんです。それはしょうがないんです。形のあるもので、規制のあるもので、基準法の中でやればできないこともあるんです。だけれども、話合いは場をつくって、これはできる、できないというのをしっかり分けていって、理解していただかなくちゃいけないんですよ、賛成する人も、反対する人にも。その場をつくれというのが千代田区のつくった検討のステップなんです。

それで、千代田区として、そういう場をつくることができますかということなんです。これは、その場をつくってくださいという陳情なので、またすごくいいことが書いてあって、住民自身が考えていく絶好の機会と受け止めている、肝要だと。住民が考えてくれるというのは非常にいいことなんです。自分のまちは人に任せるんじゃないんです。自分のまちは自分たちで考えていきます。その考えは一つではありません。いろいろぶつかることもあるんですけど、そこで場を持って話し合うことが大切なので、その場を設けてくださいね、千代田区さんと言っているんですよ。日テレさんにもお願いしているんですよ。ということなんで、この場をつくるという陳情なんで、その辺については、どう対応していくのか、お答えいただきたい。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 今、委員ご指摘ございましたが、まず、区に求められていることといいますのが、先ほど来申し上げておりました、場づくりということではなく、今、地域が二分している状態、こちらについて融和を図ることというのが区にまず求められていることと認識してございます。そこで、今後、今回基本計画が出ましたが、ここまで先ほどからのどのような対応をしてきたかということで、ちょっと説明させていただきましたが、基本計画が出るまでに、かなりここは区といたしましても丁寧に与件整理という形でやらせていただいたものと考えてございます。このため、今後、また地域と話し合う場というのはもちろん重要だと思いますので、そういった場として、区は、ほかの自治体になような条例ということで、早期周知条例というのを持ってございますので、

そういった場が地域と事業者が話し合える場だと考えてございますので、そこで引き続き対話というのは図られるものと考えてございます。

また、こちら、区の公共施設整備ではございませんので、民間の開発でございますので、もちろん地域が考えるということではございますが、民間の開発でございますので、もちろんできるもの、できないものというのは、地域の方が要望してできるものというものは公共の施設整備ではございませんので、なかなか限られてくるんじゃないかなというふうに考えてございます。

○小林委員 基本的な考え方が、私たちというか議会が指摘したものと全く違いますね、それだと。早期周知条例には行かないんです、まだ。要するに、今やっていることというのは、区が地区計画を変えて、その地区計画に対して、都市計画審議会で附帯決議がついて、区も要望書を出してやっている。そういう流れで来ているんだから、その流れに乗っていかないと駄目なんです。そうすると、早期周知条例の前にやるのがたくさんあるんです。場をつくれというのも、それは意見を――先ほどから僕が何回も言っているのは、民間のやることで、これは建築基準法に基づいてやることで、できることとできないことがあるのは当たり前なんです。そこを、どれができなくて、どれができてという歩み寄りをやるのが話し合いなんです。その話し合いの場をつくってくださいねと言っているのに、それはつくらん、それはつくらん、早期周知条例でやりますという、何にも解決しないで、早期周知条例まで行っちゃうんです、見えない形で。それを見える形にしましょうねという、この陳情もお願いなんです、場をつくれと。場をつくるというのは見える場所にするということですよ。役所と日テレだけでやってくれなんて言っていないんです。千代田区が特別、住民を呼んで聞いてくれればいいけど、そういうことだけはできないですよ、千代田区がやる事業じゃないんで。千代田区がその場をつくってあげるということしかできない。要望することはできますよ。要望も既に区長が出しているんですから。

そこは後で質問しますけど、その部分も、この前指摘したけれども、どこで答えていくのかというのが見えていないんです。全部、要するに、いろいろな課題がありましたよね、基本計画を出した時点で。それを整理したいんです。それを整理したいために、いろいろな意見を申し上げたんです、前回。もう一度コアになる部分を申し上げますけど、その辺を整理して、どれだけ日テレさんが事業者として、要するに取り入れられるのか、取り入れられないのかというのを決めなくちゃいけないんです。その辺の整理をしないと、前へ進みませんよ。進んでも、これは反対だとか、まさに二分することになっちゃうんですよ。二分をさせないためには、理解していただくような話し合いの場とか聞く場をちゃんとつくって進めるということなんですけど、その辺はお分かりでしょうか。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 まず、最後にご質問ございました、どこまで取り入れられるかということでございますが、基本的に、こちら、地区計画で決まっておりますので、ここが絶対やらなければならないマストのものだと思ってございます。それ以上につきましては、日本テレビさんがどこまでできるかというのはご判断いただくところになろうかと思います。ただ、それに当たりまして、基本計画をつくるに当たって、今まで様々、区も汗をかきながら、丁寧に与件整理というのをしてまいりました。こちらで皆様から出たご意見、心配事、こちらはかなり丁寧にやったと記録でも読んでございますが、こちらを取りまとめて、区の要望書として日本テレビのほうに12月17日に出してござ

います。そちらについての回答も含め、基本計画に反映したものが6月7日のシンポジウムで出てきたものと考えてございます。

○小林委員 細かい話をやりますけど、前回、私が指摘した中で塔屋の話です。塔屋については、建築基準法上、高さに含まれないんですね。だけど、地区計画の中で高さを決めているでしょ。それに反していますよ。だから、その辺というのは整理できていますか。いや、だから、これは決まっていらないんで、駄目ともいいとも言えないんだけど、地区計画の中では高さを決めているでしょ。そういうことも整理ができていますか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 先ほどのご質問は80メートルの高さということだと思いますが、こちら、当初のまだ基本計画前の計画では、塔屋が8分の1以下の面積であれば、建築基準法上、高さに含めなくていいよという建築基準法がございますので、それにのっとって、当初は案があったものだと認識してございます。

○小林委員 今日は持ってきていないんだけど、地区計画で高さは制限していない。86メートルになっているんだよ、今、こちらの提案だと。高さは80メートルなんだけど、塔屋を入れると86メートルになっているから。それは、塔屋については決まりがないので。だけれども、地区計画、千代田区の地区計画の中で、塔屋の高さを決めているでしょう。それは、ちょっと条文、地区計画の条文を出さないと、今、持っていないんで分からないんだけど、その辺も含めて、塔屋の部分についてはしっかりしないと。塔屋って、非常に高さそのものなんです。こういう、今、この前示された、図面上でいくと、建物そのものなんです。ただ、機能がないだけで。影をつくる機能があるだけで。見せないということだけで、その辺も非常に大切な部分なんで、その辺は一度整理しないといけないんで、お願いしたいんです。

○飯塚まちづくり担当部長 ただいまの小林委員のほうから建築物の高さに関するご質問を頂いたところでございます。先ほど担当課長のほうから答弁させていただきましたけれども、建築基準法の中の定義で、塔屋部分が全体の建築面積の8分の1以下であれば、当該塔屋部分の高さというのは、計画している建物高さに含まないという規定がございます。ゆえに、先ほど委員おっしゃったような部分というのは高さに含まないという整理になってございます。これは、千代田区の地区計画でその部分の記載はないんですけれども、これは地区計画を本区のほうで条例化していますので、それによって、建築基準法と関係するというような結びつきになってございますので、その部分については全くそごがないというふうに認識してございます。

○小林委員 もう一度見ますけど、地区計画には、たしか、今持っていないんで、ちらっと見たときは、初めのうちはクリアしているんだけど、なおかつ、高さの規定を入れていたはずなんで、それは入れているでしょう。入れているでしょう。

○桜井委員長 はい。じゃあ、ちょっと確認をしましょう。

まちづくり担当課長。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 地区計画内にその内容も入れ込んでございます。ちょっと読み上げます。建築物等の高さの最高限度1、建築物の高さ（階段室その他これに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは12メートルまでは当該建築物の高さに算入しない）というところでございますので、今、部長が答弁いたしましたとおり、面積の8分の1以

下の塔屋であれば、高さ12メートルまでは高さに含まれませんよというのが建築基準法にもあるんですが、それをそのまま地区計画にも落とし込んでございます。

○桜井委員長 12メートルって、大きいね。

小林委員。

○小林委員 それで、違反とか違反じゃない、違反じゃないのは分かっているんだけど、僕の質問は、たしか何か入っていたと思っていた、そうなんだよね。違反じゃないんだけど、塔屋というのは影をつくるんで、けども、周りの住民にとっては日陰になるだけのものなのよ。だから、それについては話合いの土俵に乗るはずなんで、それは指摘していたんです。は理解いただきたい。それはいいです。それは答えても、同じ答え。

それと、もう一つ、この前の中で指摘した中で、高さの問題じゃなくて、区と日テレだけではできないやつで、交通、バス停対策。これについては、日テレ通りが幅員が限られているので、住民から都バスの停車時、車両の擦れ違い時に渋滞が発生するという声が寄せられておりました。それについて、交通量が人流の増加が見込まれる、現行のままで十分対応できるかどうか、これができて。現行のままでできるか。指摘もあったんで、バスベイ、歩道を一部切り込んでバス停停車帯を設置する方式が取れるのか、取れないのか。これは、交通管理者と千代田区と日テレ、三者がやらないとできないんだけど、そういう点というのは、今からやらないと解決ができないんで、その辺、この前、ちょっと指摘をしていたのが薄かったんで、確認をしたいんです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 まず、最初の塔屋部分は、前回の委員会でもご指摘ございましたので、いろいろな工夫で下げられたりだとか、圧迫感がないようにということをお願いしておりましたので、早速、日テレのほうにはそれは伝えてございますので、ご安心いただければと思います。

続きまして、交通環境につきましてでございます。ご意見で、あそこはバス停でちょっと混雑するというのも伺ってはございます。それに伴いまして、日本テレビの基本計画内で、交通量についても環境影響調査をしてもらってございます。一応、そちらの回答としましては、流量的には問題ないという回答でございましたので、今々、こちらにつきまして、歩道を切下げ等して停留所等を設けるといような考えはございません。ただ、今後、またちょっといろんな開発等の影響であちらがすごい渋滞等になった際には、そんなことも検討していかなければならないものというのは認識してございます。

○小林委員 それこそスタートしてみないと分からない話なんで、これは課題として持っておいていただきたいと。

もう一つは、この前も指摘したんですけれども、さっと何か流れちゃったみたいなんで、もう一度確認しておきたいんですけど、地下鉄通路、地下鉄通路の話で、地下鉄通路の幅幅を取りやめましたよね。

○桜井委員長 うん。

○小林委員 取りやめましたよね。この、取りやめたことに対する表層調整——変更してやるのは容積12%の部分ですよ、減することが示されたんで、それはそれなんですけれども、地下鉄の通路幅員が地域からは期待されていた。幅員が広がるんじゃないかと、地域から期待されていた。けど、それが容積率12%減らすことで代替されちゃった。この変更で、この前から指摘していた部分は公共的效果、要するに、容積率に替わっちゃ

った部分と幅員を広げなかった部分の評価というのが本当に代替できたのか、それで。要するに、何か聞いていると、容積率に替えちゃえば、幅員は取らなくていいよといったときの効果って、容積率は見えないんだけど、中に入っちゃうから、幅員というのは見えるもんなんですよ。幅員が減っちゃう、幅員が広がらないというのは。それが本当に広がらないで、容積率に替わったということで、要するに、代替できているのかというのは、生活者としては気になる場所なんですよ。容積率に替わっちゃうというのは見えないですよ。容積率12%減らしたというのは見えないんですよ。だけど、幅員が広がらないといったら見える。その辺のことをやっぱり区として十分だと思っているのか、それをどう判断しているのかというのをしっかり整理しないといけないと思うんで、お答えいただきたい。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 まず、第1点目の地下鉄拡幅工事の容積率につきましては、こちら、積み上げ方式のときに、あちら、日テレの提案としては、こちらは69%ほどのものになるんじゃないかというふうに提案で積み上げてはっております。ただ、こちら、全部積み上げて778%という、もともと地区計画をつくるときにあったんですけども、こちらは全額を見ているわけではなくて、こちら、容積率は皆さんご存じのとおり、700%でございますので、こちらは69%をそのまま見たという考えではございません。こちらは、基本的には、施設の面積というのが、こちらの整備する面積というのが基本的な容積の考え方になりますので、こちらとしては12%というのが地区計画内で決定されているものでございますので、まず、それを使ったというものでございますので、地区計画をつくったときの考え方としましては、こちらについては、自分のところの敷地ではないので、できないことも十二分に考え得るところがありますので、できなかった場合につきましては、12%減じなさいよというような地区計画でございます。

続きまして、こちらは、そちらを使っていたかくので、地区計画内に書いてあることなので、そちらを使っていたかくということで、まず問題はないんですけども、ただ、区としてちゃんとその辺はチェックしたのかというご指摘かとございます。もちろんさせていただきました。前の委員会でもちょっと述べさせていただいたんですけど、まず、こちら、2.8メートルというところで、今後開発されるときの人数だったりも鑑み、プラス、一番ピーク時というのも今現在のピーク時等もチェックしていただきまして、それを含めてもサービス水準Aは取れるというところはチェックしてございます。ただ、こちら、区だけの判断というところでは怖いところがございますので、今回、ファシリテーターにもなってもらっています教授、こちらはそういったところの専門家でもございますので、ファシリテーター、コメンテーターの東大の教授にも確認していただいて、サービス水準Aというのは間違いないねというようなところは確認させていただいたので、我々、地区計画にある内容でございますので、許可するような権限ではありませんけれども、チェックさせていただいたというところでございます。

○桜井委員長 はい。まだありますか。

小林委員。

○小林委員 それで、細かいやり取りをやっている中で、お答えが欲しいんですよ。質問した中で、委員会で投げたもんで、先ほど塔屋の部分もそうなんですけど、ずっと進まな

いで、変化があった、指摘したもので変化があったら報告をお願いしたいんですね。

それと、もう一つ、二番町計画の検討ステップ、これは非常に大切なこと、ずっと何回も出してきたもんなんで、そのどこに今いるのか。与件整理をやって、基本計画が出ました。基本計画は、6か月以上だという計画なんですよ、6か月以上やると。そこで、基本設計に入ります。基本設計は1年かけます。その間、与件整理をしながら協議をします。協議をします。ここの協議が非常に大切なもんで、それは前の部長がずっと答弁なさっていた基本計画が出てこない、具体的にお話することができないということで、出てきました。それで、今、先ほども陳情が出まして、ホームページにも載せました。載せました。それから、紙でやるのも工夫しますといったときに、基本計画の内容がやっとまちに出ていくわけですよ。このシンポジウムに来ていない人とか、その他の人で意見のある人とか考えている人のところにも行くと。そうすると、また新しくいろいろな知恵が出てきたり、要望が出てきたりすると思うんですね。それを受けて、基本計画に反映していくのがこの与件整理をする中の6か月なんです。その認識が、区がこれはつくったステップなんで、これも日テレさんも理解いただいているはずなんで、この部分をしっかりやらないと、この基本設計に行ったときに、もう変わりませんとなっちゃうんで、全てが。ここの認識は、協議の認識は、これは2文字で協議と書いてあるんですけど、ここの部分が非常に大切な部分なんで、この辺を区としてしっかり整理して対応していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今、委員おっしゃられたこと、大事なことだと思っております。今回の第4回シンポジウムでも、今回出た基本計画の実効性について問われる質問がございました。要するに、この基本計画が出たけれども、これについては何の担保もございませんので、ここをちゃんと実施設計に、要するに、今、ちゃんと下げますよとか、こういう形にしますよというすばらしいことをおっしゃっていただいています。こちらを区としても協議といいますか、せっかく基本計画ではこうしたけど、実施設計内ではまた元に戻ったら意味がございませんので、そこについては、区としても様々な許認可のところがございますので、そこでチェック等をしてまいるといふふうに考えてございますので、引き続き対応してまいりたいと考えてございます。

○桜井委員長 そうだね。

ほかにありますか。よろしいですか。

岩田さん、まだありますか。

○岩田委員 先ほどのところで、第4回のところで、さっきのとちょっとかぶっちゃいますけども、拍手がというようなところがあったじゃないですか。それで融和が図れたみたいなふうに出て、だまされたみたいなふうに出ていた方が僕のところにメールが来ました。そんなことは全然言っていないのに、何を言っているんだ千代田区は、とお怒りのメールです。また、さらにちょっと別の方、インターネットで見たんですかね、この委員会を。この前回の環まちの第4回番町次世代シンポジウムの報告で、手を挙げて話し始めたら、参加者が帰り始めたということを言った区議がいたと。その方は非常に怒っていらっしゃいまして、うそをつくなど。そんなことはないだろうと。それは、終了予定時刻が大分過ぎていたので、既にばらばら帰り始めていた。知り合いの方も何人も予定があったので終わる前に出たと言っていた。で、1名の方が挙手をした後に、2名の方があの人は

勇気を持って手を挙げたんじゃないか、挙手されたのじゃないかというふうに援護する発言をしたと。だから、発言する人がいたから帰り始めたというのは間違いだろう。そういう作り話をするなどというお怒りのメールが来たんですね。だから、それを、何ですか、あそここの場で、第4回の場で、皆さんの、何だ、融和も図れたとか、話し合いはもう十分だみたいなのがちょっとおかしいと思うんですね。

さっきも言いましたとおり、基本計画は出るまで、出るまでと前の部長がずっと言って、シンポジウムは、言い方があれですけど、やらせなかったんですね。分からないからって。シンポジウムはできないって。基本計画が出てからじゃないかと言っていたのに、今度は、基本計画が出たら、いや、シンポジウムはもう十分です。あとは、早期周知条例で制度に基づいてやりますというので、これもまただまされたというふうなことを言っている方がいらっしゃいます。だから、まずはここがスタートラインなんだから、ここで新たにやるべきなんじゃないかという話です。

先ほど小林委員もおっしゃっていましたが、区がそういう場をつくってくださいねという話なんですよ。でも、それをやる必要がないと一方的におっしゃるんですけども、そういうところもまた区を二分しているというふうになるんじゃないですかね。そこはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○小野委員 関連。

○桜井委員長 はい。小野委員。

○小野委員 今の岩田委員のご発言は、私に対する苦情が来たのかなというふうに思います。私は申し上げました。そもそもアジェンダにない、いわゆる進行になかったわけですよ。手を挙げて、その方が当てて、マイクを握れるというのがある前提だったらいいんですけども、それがなかった。確かに時間もかなりもう時間を迎えて、そろそろお開きかなというときだった。それは自分の書いた付箋の意見が取り上げられなかったからというようなご意見でした。それはそれでいいんです。だけど、私が前回申し上げたことは、帰った人がいたのは事実なんです。それが理由を確認できた方も確認できなかった方もいますので、皆さんが一概に帰った理由が同じとまでは言っていない。ただ、帰ったという事実を捉えて、あ、これからも続くのかなと。もう時間になったんだからとか、いろんな理由であのタイミングで帰り出したというのは事実なんですね。そのマイクを握ったことがいい悪いと言っているのではないんです。進行上なかったことが突然来て、そして、そこから何となくまたリスタートのような感じになってしまっているような雰囲気になってしまったんですよ。ということであれば、まずは、どういう進行で進めます、例えば、マイクが回りました。マイクがまた2人、3人と渡った。それ自体が私は悪いとは言っていない。ですけど、そこも含めて、しっかりと議事進行することが必要なんじゃないかということです。

最後まで見届けてから皆さんがお開きになる。これが一番シンポジウムとしてはいいわけですよ。ただ、あそこに予定外のことが入ってきた。このことを言っているわけですから。それをそのようにうそを言うなどということがメールで来たということであれば、私、その方に直接お話ししても結構です。私、一番後ろで見ておりましたので、まず、そこは区の答弁とは違うところですので、私のほうから意見として申し述べました。

以上です。

○桜井委員長 はい。向こうの第4回シンポジウムの中での会の運営等については、私もその場にいませんでしたので、出席もしていませんから、分かりません。どんな状況だったのかというのがよく分かりません。ただ、先ほどの小林委員から継続している区民に対する説明を今後どういうふうにしてやっていくのかという、先ほど基本計画という言葉が出たのと、それと実施設計という言葉が出ていますよね。その間の中で、説明、何らかの説明、議会としてもいろいろと報告を頂くことももちろんあるでしょうし、それ以外のことについてはまだ決まっていないところなんでしょう。今後の中で、要は、区民に対して十分な説明ができるようなお考えを持っているのかどうかというところも併せて、ご答弁を頂けますか。そここのところは大切なので。それが会の中でどういうふうに扱われたのかということについては、申し訳ないんですけども、ちょっとこれ以上お話しすることができないので、これまでにします。執行機関のほうからは、再度になりますけども、これは部長に答えていただく、まちづくり担当部長に。区民に対して、しっかりとこれからも十分な説明をしていくんだということのお考えを区としても持っていて、事業者に対して求めていけるのかどうかというところはしっかりとっていただきたい。

○飯塚まちづくり担当部長 先ほど来のご質疑いただきまして、ちょっと気になった部分を先に答弁させていただければと思うんですけども。やっぱり本区の定めます、いわゆる早期周知条例、私も、手元で、今、手引なんかも実は区として公表していますので、その部分を読んでいたんですけども、まさに一定規模の建物について、建築主と地域関係者等の相互理解を深めることで、地域における生活環境の維持及び向上並びに建築行為の円滑な推進に資することを目的とまさにされてございます。こちらでございまして、いわゆる建築確認のときに、標識設置、お知らせ看板が立ちますけれども、さらにその60日前に標識、この早期周知条例に係る標識を設置しまして、建築主に説明を義務づけているわけですけども、この手続によりまして、建築主は地域における生活理解について理解が深まり、地域関係者等は建築計画について早期に理解していただけるものというふうに説明してございます。さらに、建築計画におきまして、説明、周知を行っていく過程で、建築主と地域関係者等が共に地域の生活環境の維持及び向上について考えていただければというふうに前文で説明してございます。私の認識といたしまして、まさにこの手引に示している区の考え方が表現されているというふうに認識してございます。

一方、こちら、これまで4回続けて開催されてきましたシンポジウムでございまして、やはりこの4回のいろいろお話し合いも含めて。やはり与件整理というところに関しては、具体的に取まとめられて、区から要望書という形で事業者のほうに提出し、さらに、それに対して事業者のほうから区に対して回答が示されたということに関しては、大変な成果だというふうに思っていますし。ただ、基本計画自体も、これは計画自体が本当に実現するものなのかどうなのか、先ほどの建築物の高さの定義の話もありまして、そもそも法律上合っているのか、合っていないのかというところの確認も含めて、やはり次のステップに進まないと、実際、実現可能性も含めて、我々区としても確認ができないという状況もありますので、ちょっと答弁が長くなりましたけれども、本区の条例を活用しまして、ある種お話し合いの場にもなると思っておりますけれども、条例の運用について適切に努めてまいりたいというふうに思っております。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

以上で、質疑を終了したいと思います。

まだありますか。

〔挙手する者あり〕

○桜井委員長 どちらのほうが先だったの。岩田さん。

岩田委員。

○岩田委員 すみません。部長、それだと、ちょっと話が違うんじゃないですかね。先に進まない、って、今までは基本計画が出るまで、出るまでと言って、ずっとシンポジウムをやっても意味がないからみたいなの、前の……

○小林委員 意味がないとは言っていない。

○岩田委員 意味がないとは言っていないですね。すみません。駄目だと。基本計画が出てからじゃないと分からないから、分からないからと、ずっと前の部長が止めていたんですよ。でも、じゃあ、出た途端、いや、早期周知条例を使ってやりますからと。いや、そうじゃなくて、ちゃんと住民と対話をしてくださいねと言っているのに、いや、そういう場はつくらないで、この条例があるからこれでいいでしょうというのは、ちょっと乱暴なんじゃないかなと思うんですよね。ちゃんとそういう場をつくってくださいという陳情もこれだけ出ているじゃないですか。だから、区民は、そんな条例に基づいた制度なんて、そんなのは求めていないんですよ。もっと丁寧に——あ、まだちょっと分からないって首をかしげていますけども、いや、そうじゃないですよ。住民はもっと丁寧に話し合いをしてくれと言っているのにもかかわらず、いや、これは条例があるんだから、これでやりますよというのは、ちょっと乱暴だと思いますよ。

○飯塚まちづくり担当部長 丁寧に乱暴かという話もありますけれども、少なくとも基本計画というものが第4回のシンポジウムにおきまして事業者より示された。それについて、まさに第4回のシンポジウムの場で、ワークショップ形式というんでしょうか。ああいった形で話し合いの場が設けられたというところに関しては、やはり委員のご指摘の部分が、この第4回のまさにシンポジウムにおいて、何というんでしょうかね、説明というか、お話し合いの場が図られたというふうに認識しております。ですので、このシンポジウムを引き続き開催することで、何か基本計画の説明を繰り返しさせるというよりも、基本計画自体のやはり実現性というものを私ども区、行政としては確認する必要もございますので、そういう意味においては、条例に基づきまして、手続を進めてまいりたいというふうにご答弁したところでございます。

○岩田委員 先ほど僕が言った塔屋を除く高さの数字すら出てきていないのに、そのまま先に進みましょうというのはおかしいでしょうという話なんですよ。そういうのもちゃんと出して、皆さんの心配事とかも解決してからなんじゃないんですか。皆さん、まだまだ心配しているんですよ。二分もしているんですよ。全然納得なんかしていないですよ。でも、まだ先に進ませてください、進ませてくださいばかりじゃないですか、区は。そういうところは、ちょっと一度反省をして、立ち止まってやるべきだと思うんですよ。

○桜井委員長 区が反省するの。（発言する者あり）

答弁はありますか。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今ご指摘ございました件でございますけれども、引き続き、区としましては、条例に基づきまして、事業者のほうには、地域に説明をするこ

とを、そういった場を持つことを申し上げていきたいと思います。

また、先ほどの高さの話等になりますが、まだこちらは基本計画なので、必ずしも精緻な数値というのは出てこないの、ただ、塔屋も含めて、今回、76メートルになろうかというのが出てきていますので、そこを見て、一番最大マックス値……

○小林委員 86。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 76が出ました。

○小林委員 ここで示されたのは86。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 前回示された、当初の計画が86メートルでござい……86というのは塔屋を含め。ただ、先ほど来申し上げています……

○小林委員 塔屋を含め。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 はい。今回出てきたのが、塔屋を含めて、今回、多分8分の1、面積の塔屋を含めて8分の1に収まらないんじゃないかということも危惧されて、最大値、塔屋も含めて76という数値が出ておりますので、今回、基本計画なので、そういった実施設計まで行ってございませぬので、精緻なものは出ていないと思います。なので、そういったところ、また精緻なものが出たときに、早期周知条例等がございしますので、その場を捉まえて、地域への懇切丁寧な説明の場が開かれるものと考えてございます。

以上です。

○桜井委員長 はい。小林委員。

○小林委員 ちょっともう一度整理するんだけど、早期周知条例の前の話をしているんです。早期周知条例というのは、ラインに乗ってから条例に伴ってやることなんで、それはやらないといけないんです。やらないといけないことを言っているんじゃないくて、今までの話、要するに、対話の中で確認することをしてから、そっちに行くんです。それから、先ほどからお答えいただいている中で、基本計画が基本設計でできるかどうか、それをチェックすると何回も部長も課長も言われたけど、そうじゃないんです。基本設計に行く前に、要するに、与件整理の中で出た基本計画に今回出てきたことが全部ここに出てきて、前からずっと話の中では、基本計画が出ないと話合いができませんね、考えていることが分かりませんねということで、ここに基本計画が出てきたんです。それを基に話合いをしていかなくちゃいけないんです。早期周知条例はもっとずっと後の話ですから。その中で、それは、区が出したこれはステップですよ。今どこにいるか、教えてくださいよ、そしたら。このステップの、与件整理があって、基本計画があって、ここの中で今どこにいるんですか。お答えください。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 今、前の、出した矢羽根のことかとございます。このような資料を前回出させていただきました……

○小林委員 そうです。

○原川翹町地域まちづくり担当課長 多分、こちらで共通認識かとございます。こちらの与件整理が終わりまして、基本設計、実施設計のところの矢羽根のラインにいるものと考えてございます。

○小林委員 与件整理は終わっていないんですよ、まだ。与件整理をしていて、基本計画を出してきて、基本計画が出てきて、そこで話し合うということだったんですよ、いろいろ

ろな確認をしたり。基本設計が出たまま何もそのとおりにやっちゃったら、別に話し合うことではないじゃないですか。与件整理は、いろいろな要件があって、できるものとできないものがあるから、それを鑑みて、基本計画を出してきているんですよね、基本計画は。いろいろな与件整理をした中で、基本計画が出てきているんでしょう。出てきているでしょう。それを出てきたんだけど、それは日テレさんが考えたことで、千代田区の要望したことも入っていたり、入っていなかったりするわけですよ、区長がいろいろ要望されている部分もあって。その部分について、これからこの基本計画の中でそれをそのまんま基本計画がシフトして、全部いろいろな微調整をしながら基本設計に行くのか。それをしっかりやろうということも大切なんだけど、この基本計画の中で、住民が望んでいたことが実施されていない部分もあるなら、そこで調整をしながら、本当にできるのか、できないのか、納得していただいて、基本設計に行くんですよ。その今段階なんで、与件整理も終わって、基本計画が出たから、もうこのまま基本計画を整理すれば入っていくというものじゃなくて、整理するのは、いろいろな意見を聞いて、できる、できないを整理してから、次行くんですよ。そこが理解されていないと、さっきから言っている、すぐ早期周知条例に行っちゃうものではないですからね。普通の建築はそうですよ。普通の建築は、こんな何年も陳情をもらってやっていないです。早期周知条例に入ってから要望が出てくることはあっても、やる前からこんなにたくさんの議論したことなんてあんまりないんですから。違うんです、普通のラインとは。それで住民と二分をしない。住民の意見もしっかり出てきている、いろいろな。その中での整理なんで、ここは慎重にやらないといけないんで、だから、たくさん陳情が残っているし、たくさんあって、また出てきているわけです、新たに。そこが整理できないで、これは、このまま整理して、早期周知条例をやりますよといったら、また対応しなくちゃいけなくなっちゃうんで、ここはしっかりと認識してもらいたいです。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 委員おっしゃるとおり、与件整理という形で、基本計画が出て、約2年間、様々、先ほど一番最初に区はどのようなステップを踏んでこられたのかという質問がございました。4回のシンポジウムを開いていますが、その前段に、与件整理として地域の学校等へのヒアリングであったり、あと、また、皆さんからの心配事を公募した。また、第2回のシンポジウムでは、意見だったりをもらって、当日来た参加者からの心配事、意見というのももらって、これをどう解決できるか、できないものは基本計画で解決していただきましょうという形をもらって、12月に様々皆様からの与件を頂いて、日本テレビのほうにお出ししたと。その与件について反映して基本計画、そして、区が出した要望事項9項目の回答というのが今回の6月7日のシンポジウムでなされて、118名という多くの方がいる中で、一個一個、1項目ずつ各回答がちゃんとなされているか、みんなが出した心配事、要するに与件ですね、が反映されているかというのを全員の目でチェックしながら、細かく懇切丁寧に説明だったり対応したものと区としては認識してございます。

○小林委員 そうなんです。先ほど、だけど、陳情が出てきたんですよ。紙で出してくれとか、ホームページで知らせてくれとか、意見を取ってくれと出ているから、それで、全部区が理解して終わっていないんです、まだ。これを終わらせちゃうなら、陳情も全部きれいになっているはずなんです。なっていないんですよ、陳情も。こんなたくさん出ちゃ

って。新たにも出てきているから。それは、区が9項目全部答えて、あそこの中で全部完結するわけではないんです、あそこのシンポジウムで、全てが。だから、もうシンポジウムは終わりという考えなのかもしれないんだけど、あそこは、言っているように、基本計画を出して検討するということだったんですよ。基本計画を出して検討しましょうというのが役所の答弁ですよ、ずっと。出てきたから、はい、終わりという答弁ですよ、今。矛盾するじゃないですか。これは、今、基本計画が出てきて、確認できるものも、できないものもあるんです、いろいろ。それを丁寧に確認していきましょうというのが今の段階だと思っているんで、終わっていないですからね。

そこで、部長の言われるように、素晴らしい条例が、早期周知条例があるから、ここで聞いていきますと。ここで聞くんじゃないんです。今聞くんです。今、整理しなくちゃいけないんで、その認識が違うんだったら、違うと言ってください。

○原川麴町地域まちづくり担当課長 今回、シンポジウム内で、まず、基本計画について説明と要望事項についての回答がございました。まだその中でも心配事がおありの方も、また、不明な点もあったので、ファシリテーター主導の下、付箋に貼ったもので、これはこうできるのか、この心配事は解決できるのかなどというのが、日本テレビであったり、区からの回答が当日されたという形でございます。当日、そのような形で進めさせていただいておりまして、一旦、基本計画のほうは、こちらで大体の流れというのは、方向性というのは、皆様の目で確認されたものと考えてございます。

○桜井委員長 いや、（発言する者あり）うん、意見が違っているということは分かりました。

小林委員の質問に対して、区としての答弁は頂いています。頂いています。これが、今、2回、3回と平行線になっています。

この陳情ですけども、そういう心配があるという、どこでそれを解決するんだという、そういう話ですよ。そういう話。区としては、今の現状の中では、そういう実施設計までの中で、どのような具体的なことができるのかというのがいま一つ分からないんで、議員の皆さんもそのところについて、すんと納得しましたという、そういう話にはなっていないところですよ。

ちょっと休憩します。ちょっと休憩。

午前 11時57分休憩

午後 0時08分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

陳情審査については、以上で質疑は終了いたします。

本件14件の陳情の取扱いについてでございますけども、委員長のほうからご提案がございます。8の6月12日付で出されております。8-11、二番町再開発の基本計画と情報公開及び合意形成の場を求める陳情がございますけども、それ以外の13本について、一括して諮りたいと思います。この13本につきましては、本日、様々な議論を頂きました。この整理につきましては、委員会で議論をしました内容をもって、陳情者にお返しするということで、本件の13本についての陳情につきましては、審査を終了することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、8-11、8-11と8-13と8-14の3本の陳情がございます。

ちょっと休憩します。

午後0時10分休憩

午後0時12分再開

○桜井委員長 それでは、委員会を再開いたします。再開いたします。

陳情審査の（1）番の新たに送付された陳情の送付8-11の陳情に入りますが、今まで二番町関係、日テレ関係につきましては、様々に委員の皆様からご質疑を頂き、また、執行機関からも説明を頂いております。今までとは重ならないところで質疑がありましたら頂きますけども、委員の皆さん、よろしい。ありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

送付8-11でございます、8-11。

ちょっと休憩します。ごめんなさい。

午後0時14分休憩

午後0時14分再開

○桜井委員長 再開します。

千代田区議会では、陳情の取扱いを決める際に、原則的には全議員の合意で今までも決めておりますけども、委員の皆さんのご意見をまず頂きたいと思います。（発言する者あり）

8-11について、ちょっと挙手をしてください。

〔発言希望者挙手〕

○桜井委員長 小林委員。

○小林委員 8-11については、紙ベースの件は検討ということだったんで、この答えが出ていないということと、それから、前向きに話し合える場というのの答えについては、はっきりこれも回答が出ていないんで、検討されていると思うんで、この辺が執行機関としての意思を確認できていないんで、これができるまでは継続と思います。

○桜井委員長 継続。

ほかに。

○小野委員 8-11は新しく送付されているものですがけれども、基本的には、本質的には、これまでのものと同じようなご意見なのかなというふうに思っております。ただ、新しいものとして、第4回シンポジウムの資料、こちらについての公表というところがございましたので、こちらについては、先ほど様々な回答の中に含まれてはいたと思うんですけども、今、小林委員おっしゃったとおり、引き続き検討をしてくださるということで、こちらはよきようにご判断を頂ければと思います。ただ、場を求めるということについては、一定程度の議論は先ほどもあったのかなと思うんですけども、そこについて、いま一度ご答弁をお願いできればと思います。

○小林委員 継続ということだね。

○桜井委員長 いえ、継続じゃなくて、採決をするということ……

○小野委員 もう、それなりに先ほど議論もたくさんあったんですけど、新たに何かもし

ございましたら、いかがですかと……

○桜井委員長 結論を出すべきだということでもいいんですね。

○小野委員 はい。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 区の認識とちょっと違うんですけども、まだ与件整理もできていない、心配事も解消されていない、地域の二分も解消されていない現在では、やっぱりこれは継続でお願いしたいと思います。

○桜井委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、委員の意見はこれで終了します。

委員の皆さんの意見を聞きましたが、引き続き調査を求める意見、これは継続ですね、それと、結論を出すべきという採決という意見がございました。意見が分かれたので、その取扱いにつきましては多数決で決めたいと思います。

引き続き調査を求める意見について、お諮りします。

賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○桜井委員長 小林委員、大坂委員、岩田委員。賛成少数であります。あ、これは違うんだ。ごめんなさい。（発言する者あり）同数であります。

本陳情につきましては、委員長は不採択でございます。反対でございます。よって、本陳情に結論を出すべきということに決まりました。

次に、（発言する者あり）いやいや、ちょっと待ってください。慎重にやっているんです。（発言する者あり）えっ。

次に、採択、不採択について多数決で決めたいと思います。

本陳情について、お諮りします。

本陳情に賛成の方の挙手を求めます。（発言する者多数あり）

ちょっと休憩します。

午後0時19分休憩

午後0時25分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

貴重な時間を使うことになりまして、大変申し訳ございませんでした。

ただいまの陳情審査8-11でございますけども、この陳情の件につきましては、委員会で議論をした内容をもって、陳情者にお返しするということで整理をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。